

第37号議案

中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年3月2日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

高額療養費資金及び出産資金貸付基金を廃止する必要がある。

中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例の一部を改正する条例

中野区国民健康保険高額療養費資金及び出産資金貸付条例（昭和52年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを削り、第6条を第2条とし、第7条から第13条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。